

安城市

人にやさしい住宅リフォーム

事業のご案内

— 目次 —

1 事業概要	1 ページ
2 住宅改修費の対象となる住宅改修	2 ページ
3 実施手順	3 ページ
4 交付申請（着工前）に必要な書類	4 ページ
5 助成金交付請求（着工後）に必要な書類	5 ページ

1. 安城市人にやさしい住宅リフォーム事業概要

住宅改修を必要とする要介護・要支援及び介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）、65歳以上ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の方が日常使用する箇所の住宅改修工事をする場合に助成金の交付を受けることができます。

助成対象者

安城市内に住んでいる人で以下の①から③のいずれかに該当する人です。

1. 要介護認定又は要支援認定を受けている人
2. 事業対象者
(基本チェックリスト25項目のうち①No.1～20の20項目のうち10項目以上、②No.6～10の5項目のうち3項目以上のいずれかに該当する人)
3. 前年分所得税非課税世帯で、65歳以上のひとり暮らし高齢者（ひとり暮らし高齢者認定を受けている人）又は65歳以上の高齢者のみの世帯

助成限度額

1人につき10万円。（介護保険に伴う住宅改修費を控除した後の金額）

※ 限度額は工事毎ではありません。利用する場合はケアマネジャー又は地域包括支援センターと相談し申請するようにしてください。

対象工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ 上記工事の付帯工事
- ⑦ ①～⑥以外で介護又は介護予防に資すると認められる改修（事前相談必須）

<対象となりうる主な改修内容>

- ・移動円滑化のための障害物等の撤去、通路拡張（玄関上り框の拡張・ベランダの段差解消）・車椅子対応等の洗面台及び流し台への取替
- ・昇降機設置に係る整地（昇降機本体の設置費用は対象外）

申請時の注意点

●助成決定日から3か月以内に工事着工することができ、年度内（R6.3.31まで）に工事が完了すること。（支払い・市への請求等）

●「対象工事」の⑦に該当する申請の場合は、申請手続をする前に、高齢福祉課高齢福祉係に必ず事前相談してください。上記記載の改修内容でも、改修理由によっては人にやさしいリフォーム助成の対象外となる場合もありますので、ご注意ください。

●すべての申請において、工事の前に申請を行い、承認を受ける必要があります。担当のケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

●助成金の受け取り方は2種類あります。

- ①「償還払い方式」…本人が一旦全額を工事業者に支払い、助成金は後から本人に支払われます
- ②「受領委任払い方式」…助成金は、市から工事業者に直接支払われます。

2. 助成対象となる住宅改修

種 類	想定される内容例
①手すりの取付け	廊下・便所・浴室・玄関・玄関から敷地外までの通路等への設置 形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの。
②段差の解消	居室・廊下・便所・浴室・玄関等の各室間の床の段差解消および玄関から敷地外までの通路等の段差又は傾斜の解消
③滑りの防止・移動の円滑化等のための床材又は通路面の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装への変更
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え（開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
⑤洋式便器等への便器の取替え	和式便器の洋式便器（暖房便座・洗浄機能付等）への取替え ※暖房等機能のみの付加は対象外
⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床材の変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備 ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事、便器の取替えに伴う床材の変更
⑦ ①～⑥以外で介護又は介護予防に資すると認められる改修	<u>助成対象となるか必ず申請書提出前に事前相談してください</u> 対象となりうる主な改修工事は以下のとおり。 ①物干しのためなど生活で利用するベランダの段差解消 ②玄関上り框の拡張 ③移動円滑化のための障害物等の撤去、通路拡張 ④車椅子対応等の洗面台及び流し台への取替 ⑤昇降機設置に係る整地（昇降機本体の設置費用は対象外） など

《 工事の一例 》

1回目工事 洋式便器への取替え工事費 26万円
介護保険住宅改修費 20万円（残金 0円）
人にやさしい住宅リフォーム助成金 6万円（残金4万円）

2回目工事 手すり設置工事費 10万円
人にやさしい住宅リフォーム助成金 4万円（残金 0円）
自費 6万円

3回目工事 引き戸取替え工事費 3万円
助成金なし 自費 3万円

※介護保険の住宅改修については、負担割合に応じた自己負担が発生します。

3. 人にやさしい住宅リフォーム事業の実施手順

① ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員に相談



② 工事業業者を含めてリフォームの検討



③ ①の相談により対象工事⑦に該当する場合は市高齢福祉課に事前相談



④ 交付申請に必要な書類を用意する。(工事前の写真を日付入りで撮る等)



⑤ 償還払いか受領委任払いを事前に決める

*償還払いとは、工事費用をいったん本人が支払ったのち、申請により助成金分があとで安城市より本人に支給される方法です。



*受領委任払いとは、工事費用のうち自己負担分のみを本人が工業者に支払い、助成金分は委任を受けた工業者に安城市より支払われる方法です。



⑥ 市役所に交付(変更)申請の書類を提出し、審査を受ける。

⑥-1 介護給付係へ提出…介護保険に上乗せの場合(介護保険の住宅改修の適用を受ける工事であること)

⑥-2 高齢福祉係へ提出…上記以外の場合



⑦ 決定通知を受けた後にリフォーム工事を実施

(工事後の写真を日付入りで撮る)

工事内容に変更が生じ、変更工事も含めて助成申請したい場合は、工事着工前に①に戻り変更申請が必要です。



⑧ 工業者へ工事費(受領委任払いの場合は自己負担額分)を支払う。

対象者本人宛の領収書及び工事費内訳書を受け取る。



⑨ 市へ完了報告書兼請求書、領収書、完成後の写真等を提出する。

(領収書は原本と写し1部)



⑩ 市が提出書類の内容等を審査後、指定の口座に振り込みます。

入金完了報告の書類を提出してから約1~2か月後

4. 交付申請（着工前）に必要な書類

提出書類	留意事項
1 人にやさしい住宅リフォーム助成金交付（変更）申請書 ※介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修と併用の場合は介護給付係へ	①申請者氏名は、支給対象本人の氏名を記入すること ②工事する住宅の所有者が本人と同世帯の者以外の場合、裏面同意書を所有者に記入してもらうこと。
2 受領委任払い同意書	①受領委任払い制度を利用する場合に提出すること。 ②承認申請前に工事業者に申し出をすること。
3 理由書	①所定の様式に改修を必要とする理由、改修場所及び改修後予想される効果等必要事項の記入をすること。 ②介護保険の理由書等での代用も認める。
4 見積書	①工賃と材料費を適切に区分すること。 ②材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細を記載すること。既製品を利用する場合は、必ずカタログのコピーを添付すること。 ③改修部分と改修内容を明記すること。
5 工事着手前の設計図	①部屋の大きさ、家屋の間取りが分かるようにすること。（数値を入れること） ②本人が普段居るところを記入すること。 ③改修場所に番号を付け、写真と番号を合わせること。
6 工事前の写真	①日付入りのカラー写真であること。（カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。） ②工事予定箇所全ての写真を提出すること。 ③工事箇所ごとに工事予定部分全体が確認できること。 ④段差解消箇所の高さ、通路の幅は、メジャーをあて数値がわかる写真を撮ること。 ⑤写真と設計図に番号を付け、合わせること。

※3～6は、介護保険住宅改修と同じ内容で同時に申請する場合は省略できます。

5. 住宅改修完了報告・交付請求(着工後)に必要な書類

提出書類	留意事項
1 人にやさしい住宅リフォーム完了報告書兼請求書	<p>①金額の訂正不可</p> <p>②決定日、着工日、完成日、決定額を記載すること。</p> <p>③口座は原則対象者本人の口座であること。 (受領委任払いの場合は工事業者の口座であること。)</p> <p>※介護保険住宅改修と併用の場合は、高齢福祉課介護給付係へ提出。</p>
2 施工業者の領収証の写し	<p>①宛名は対象者本人であること。</p> <p>②印紙が適切に添付してあること。</p> <p>③原本の提示。</p> <p>④受領委任払いの場合は、自己負担分の額であること。</p> <p>※工事費の全額が助成対象となり、自己負担額が発生しない場合は提出不要です。</p> <p>⑤領収書原本のただし書き欄に住宅改修費と明記すること。</p>
3 工事費内訳書	<p>①工賃と材料費を適切に区分すること。</p> <p>②改修部分と改修内容を明記すること。</p> <p>③写真と照合できるように表示すること。</p>
4 工事完了設計図 (平面図・展開図)	<p>①改修場所に番号を付け、写真と番号を合わせる</p>
5 工事完了写真	<p>①日付入りのカラー写真であること。(カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。)</p> <p>②工事箇所全ての写真を提出すること。</p> <p>③箇所ごとに工事した部分全体が確認できること。</p> <p>④段差解消箇所の高さ、通路の幅はメジャーをあて数値が分かる写真をとること。</p> <p>⑤写真に番号を付け、設計図の番号と合わせる</p> <p>こと。</p> <p>⑥工事前後を対比できるような写真であること。</p> <p>【ポイント】</p> <p>①着工前と同方向から写真を撮る。</p> <p>②1枚で入りきらない場合は複数枚にわたってもよい。</p> <p>③目印になるものを入れて写真を撮る。</p> <p>④台紙等に貼って工事箇所を記載する。</p>

※2～5は、介護保険住宅改修と同じ内容で同時に申請する場合は省略できます。